

## ～税務のチェックポイント Q&A29～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 研究開発税制におけるオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の制度について

##### 《内容》

研究開発税制において平成27年度税制改正でオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の制度が拡充されていますが、具体的にどのようなようになったのでしょうか。

### 『答』

研究開発税制は、①「試験研究費の総額に係る税額控除制度（いわゆる「総額型）」、②「中小企業技術基盤強化税制」、③「特別試験研究に係る税額控除制度」及び④「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の4つの制度によって構成されています。

平成27年度税制改正において、上記の③「特別試験研究に係る税額控除制度」の対象とされているオープンイノベーション（一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等で、企業が自前主義でなく、自他の技術等を幅広く活用して事業化や価値創造に取り組むこと）型の研究開発における特例が次のように拡充されています。

- ・控除率の引上げ（12%→20%または30%）
- ・控除上限の別枠化（総額型の枠から別枠化し、法人税額の5%という上限を設定）
- ・委託試験研究の相手方の追加（公益法人、地方公共団体の機関等を追加）
- ・対象費用の拡大（中小企業に支払った知的財産権の使用料等を追加）
- ・特別試験研究費のうち希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究費の希少疾病の範囲に、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病の追加

### （解説）

1 「特別試験研究に係る税額控除制度」は、その事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

（注）平成27年4月1日以後に開始する事業年度において「試験研究費の総額に係る税額控除制度」又は「中小企業技術基盤強化税制」の適用を受ける場合には、これらの制度によりその事業年度の法人税額から控除する金額の計算の基礎となった特別試験研究費の額は、この制度の

対象から除かれます。

また、同日前に開始した事業年度において「中小企業技術基盤強化税制」の適用を受ける場合には、この制度との重複適用は認められません。

2 なお、この特別試験研究費の対象となるものは、特定の相手方と共同試験研究・委託試験研究を行った場合において負担した費用、中小企業に支払った知的財産権の使用料が対象となります。

具体的には、以下のとおりとなります。(これがいわゆる「オープンイノベーション型」と言われるものです。)

#### (1) 共同試験研究の場合

契約または協定に基づく、自社外試験研究費(相手方が支出した共同試験研究に係る試験研究費のうち、申告法人が負担したもの)と自社内試験研究費(申告法人が自らの負担で支出したもの)の両方が対象となります。

特別研究機関等、大学等→控除率30%

その他の者(民間企業、民間研究所、公設試験研究所等)、技術研究組合→20%

(注) 申告法人が技術研究組合の組合員である場合に、組合の事業に要する賦課金が対象となります(その際、組合の定款、規約または事業計画において、組合員の役割分担等が記載されていることが必要です)。

#### (2) 委託試験研究の場合

契約または協定に基づき、相手方が支出した費用のうち、申告法人が負担したものが対象となります

特別研究機関等、大学等→控除率30%

中小企業者、公益法人・地方公共団体の機関・地方独法等→、民間研究所、公設試験研究所等)、技術研究組合→控除率20%

#### (3) 中小企業に支払った知的財産権の使用料

契約または協定に基づき中小企業に支払った、当該中小企業の知的財産権(特許、実用新案、ノウハウ等)の使用料が対象となります。なお、試験研究の目的であるものに限られます。→控除率20%

3 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度の特別研究税額控除限度額は、その事業年度の損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者との共同・委託研究に係る試験研究費の額の30%相当額と、その他(企業間での共同・委託研究等、中小企業からの知的財産使用料)の特別試験研究費の額の20%相当額との合計額です。

ただし、特別研究税額控除額が、その事業年度の法人税額の5%相当額を超える場合は、その5%相当額が限度となります。(注1)

同日前に開始した各事業年度の特別研究税額控除限度額は、その事業年度の損金の額に算入される特別試験研究費の額に特別研究税額控除割合(12%—試験研究費の総額に係る税額控除割合)を乗じて計算した金額です。

ただし、特別研究税額控除限度額が、その事業年度の法人税額の20%相当額(注2)から試験研究費の総額に係る税額控除制度により控除された金額を控除した残額を超える場合は、その残額が限度となります。

(注1) 平成27年4月1日以降に開始する各事業年度の特別研究税額控除限度額は、その事業年度の損金の額に算入される特別試験研究費の額に20%又は30%(大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究の場合30%、その他(企業間での共同・委託研究等、中小企業からの知的財産使用料)の場合20%)を乗じて計算した金額です。ただし、特別研究税額控除額が、その事業年度の法人税額の5%相当額を超える場合は、その相当額を限度とします。

(注2) 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度及び平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、30%相当額となります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。